

# 農用地利用配分計画

(市町名: 東近江市)

番号	賃借権の設定等を受ける者		左の者が賃借権の設定等を受ける土地			設定する権利					
	氏名または名称	住所	所在	地目	面積(m <sup>2</sup> )	種類	内容	始期	終期	借賃(円) (10aあたり)	支払方法
1	農事組合法人 ファーム安楽寺	滋賀県東近江市	きぬがさ町830-1	田	475	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	9,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
2	農事組合法人 ファーム安楽寺	滋賀県東近江市	きぬがさ町831-1	田	1428	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	9,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
3	農事組合法人 ファーム安楽寺	滋賀県東近江市	きぬがさ町832-1	田	946	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	9,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
4	農事組合法人 ファーム安楽寺	滋賀県東近江市	きぬがさ町833-1	田	481	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	9,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
5	農事組合法人 ファーム安楽寺	滋賀県東近江市	きぬがさ町855	田	2019	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	9,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
6	農事組合法人 ファーム安楽寺	滋賀県東近江市	きぬがさ町857	田	1480	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	9,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
7	農事組合法人 ファーム安楽寺	滋賀県東近江市	きぬがさ町858-1	田	1489	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	9,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
8	農事組合法人 ファーム安楽寺	滋賀県東近江市	きぬがさ町859	田	1489	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	9,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
9	農事組合法人 ファーム安楽寺	滋賀県東近江市	能登川町角力田1775	田	1070	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
10	農事組合法人 ファーム安楽寺	滋賀県東近江市	能登川町角力田1776	田	1368	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
11	農事組合法人 ファーム安楽寺	滋賀県東近江市	能登川町角力田1777	田	3160	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
12	農事組合法人 ファーム安楽寺	滋賀県東近江市	能登川町権ノ木445	田	218	使用貸借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	-	
13	農事組合法人 ファーム安楽寺	滋賀県東近江市	能登川町御門1699	田	3244	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
14	農事組合法人 ファーム安楽寺	滋賀県東近江市	能登川町行司田849	田	89	使用貸借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	-	
15	農事組合法人 ファーム安楽寺	滋賀県東近江市	能登川町行司田851-1	田	628	使用貸借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	-	
16	農事組合法人 ファーム安楽寺	滋賀県東近江市	能登川町行司田852-1	田	36	使用貸借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	-	
17	農事組合法人 ファーム安楽寺	滋賀県東近江市	能登川町行司田853-1	田	42	使用貸借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	-	
18	農事組合法人 ファーム安楽寺	滋賀県東近江市	能登川町水田1812	田	2158	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
19	農事組合法人 ファーム安楽寺	滋賀県東近江市	能登川町東四ノ坪1765	田	2703	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
20	農事組合法人 ファーム安楽寺	滋賀県東近江市	能登川町堀ノ内915	田	571	使用貸借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	-	
21	農事組合法人 ファーム安楽寺	滋賀県東近江市	能登川町堀ノ内915-4	田	448	使用貸借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	-	
22	農事組合法人 ファーム安楽寺	滋賀県東近江市	北須田町小砂橋880	田	958	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
23	農事組合法人 ファーム安楽寺	滋賀県東近江市	北須田町小砂橋881	田	1953	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
24	西澤 義則	滋賀県東近江市	五個荘金堂町南大橋1774	田	3157	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和14年12月31日	9,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
25	松本 修二	滋賀県東近江市	五個荘石馬寺町カラクリ1061	田	1082	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	9,000	毎年11月15日に指定口座から徴収

# 農用地利用配分計画

(市町名: 東近江市)

番号	賃借権の設定等を受ける者		左の者が賃借権の設定等を受ける土地			設定する権利					
	氏名または名称	住所	所在	地目	面積(m <sup>2</sup> )	種類	内容	始期	終期	借賃(円) (10aあたり)	支払方法
26	松本 修二	滋賀県東近江市	五個荘石馬寺町羽木嵐1075	田	2563	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	9,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
27	松本 修二	滋賀県東近江市	五個荘石馬寺町横田1189	田	3013	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	9,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
28	松本 修二	滋賀県東近江市	五個荘石馬寺町九ノ本1122	田	1455	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	9,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
29	松本 修二	滋賀県東近江市	五個荘石馬寺町九ノ本1127	田	1981	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	9,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
30	松本 修二	滋賀県東近江市	五個荘石馬寺町九ノ本1130	田	2748	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	9,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
31	松本 修二	滋賀県東近江市	五個荘石馬寺町九ノ本230-1	田	795	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	3,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
32	松本 修二	滋賀県東近江市	五個荘石馬寺町桜1035	田	3290	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	9,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
33	松本 修二	滋賀県東近江市	五個荘石馬寺町山田1219	田	1167	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	4,500	毎年11月15日に指定口座から徴収
34	松本 修二	滋賀県東近江市	五個荘石馬寺町諸目1069	田	1191	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	9,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
35	松本 修二	滋賀県東近江市	五個荘石馬寺町小山田253	田	878	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	3,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
36	松本 修二	滋賀県東近江市	五個荘石馬寺町小山田254-1	田	1454	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	3,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
37	松本 修二	滋賀県東近江市	五個荘石馬寺町川端517	田	350	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	3,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
38	松本 修二	滋賀県東近江市	五個荘石馬寺町川端518	田	257	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	3,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
39	松本 修二	滋賀県東近江市	五個荘石馬寺町沢田1018	田	2753	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	9,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
40	松本 修二	滋賀県東近江市	五個荘石馬寺町池ノ上1156	田	2887	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	9,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
41	松本 修二	滋賀県東近江市	五個荘石馬寺町池ノ上1164	田	2027	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	9,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
42	松本 修二	滋賀県東近江市	五個荘石馬寺町中杉1096	田	1698	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	9,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
43	松本 修二	滋賀県東近江市	五個荘石馬寺町中杉1098	田	2849	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	9,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
44	松本 修二	滋賀県東近江市	五個荘石馬寺町中切1023	田	2358	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	9,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
45	松本 修二	滋賀県東近江市	五個荘石馬寺町辻川1119	田	1225	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	3,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
46	松本 修二	滋賀県東近江市	五個荘石馬寺町南杉1089	田	674	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	9,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
47	松本 修二	滋賀県東近江市	五個荘石馬寺町南杉1090	田	584	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	9,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
48	松本 修二	滋賀県東近江市	五個荘石馬寺町南谷口1177	田	1614	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	4,500	毎年11月15日に指定口座から徴収
49	松本 修二	滋賀県東近江市	五個荘石馬寺町平等寺336	田	980	使用貸借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	—	

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用配分計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、同項に規定する農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができる。

# 農用地利用配分計画

(市町名: 東近江市)

番号	賃借権の設定等を受ける者		左の者が賃借権の設定等を受ける土地			設定する権利				
	氏名または名称	住所	所在	地目	面積(m <sup>2</sup> )	種類	内容	始期	終期	借賃(円) (10aあたり)

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき
- 3 農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項第2号の規定による通知を受けたとき